

1. 平成27年度第2回自動車検査員教習

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

- ◇受付期間 11月24日（火）～ 12月4日（金）
- ◇教習日程 平成28年1月中旬（4日間） 9:00～17:00
- ◇試問日 平成28年2月2日（火）
- ◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、6月以上）の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

- （1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
- （2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
- （3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者
なお、直近の整備主任者研修（平成27年10月実施）を受講していること。
- （4）自動車検査員再教習受講通知を受けた者

- ◇教習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会

- ◇申請書類 ①申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）
振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。
②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
⑤一級又は二級自動車整備士の合格証書

- ◇資料代 20,000円

※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※平成26年度第1回・2回、平成27年度第1回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。

※詳細については、別途お知らせします。

1-2. 自動車検査員教習特別講習会

自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を開催致します。試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

- ◇受付期間 11月24日（火）～ 12月28日（月）
- ◇日程 平成28年1月下旬（3日間） 9:00～17:00
- ◇会場 （一社）山梨県自動車整備振興会
- ◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
- ◇受講料 9,300円

2. 整備主任者研修

整備主任者**法令**研修は、各事業場で選任されている全ての整備主任者が対象

整備主任者**技術**研修は、各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）が対象

2-1. 整備主任者（法令）研修

標記研修を、下記により実施致します。標記研修会のご案内は、追って郵送にて各事業場へ通知致しますので、必ず受講されますようお願いします。

研修対象者は、**各事業場で選任されている全ての整備主任者**が対象

- ・ただし、自動車検査員と整備主任者を兼務している者及び自動車検査員の資格を有する整備主任者であって、平成27年度自動車検査員研修を受講した者は、本研修を受講した者として取り扱う。
- ・現に整備主任者として選任されていない者で、自動車検査員教習を受講予定の者。
- ・平成27年度第1回自動車検査員教習修了者で、平成27年度自動車検査員研修を受講していない者。

◇研修会場

- ・（一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ・富士吉田市民会館（富士吉田市）

◇研修費用

- ・3,300円（受講料1,780円、資料代1,520円）研修資料については原則1事業場1セット以上の購入となります。なお、複数整備主任者を選任している事業場が受講す場合は、研修資料を交代で活用することも可能とします。ただし、**同時に複数での受講の場合は各自1セットになります**のでご注意下さい。したがって1事業場で別々に受講される場合は、資料を持参すれば、研修費は1,780円となります。
- ・研修資料は、国土交通省及び関東運輸局のホームページから印刷したものを、持参して利用することもできます。

ホームページからダウンロード、印刷し持参する場合

①全国共通教材（国土交通省）

「平成27年度版最近改正された法令・通達集（整備事業編）」

②地域教材（関東運輸局自動車技術安全部）

「整備主任者業務の手引き」

※関東運輸局ホームページに掲載 → 【整備主任者研修】で検索

注意：研修資料は①、②両方必要です。

【使用テキスト】

- ・平成27年度版 最近改正された法令・通達集 600円
- ・平成27年度版 整備主任者業務の手引き 920円

◇研修証明

研修修了の証明を行いますので、**自動車整備技能者手帳**を必ず持参して下さい。

※なお、自動車整備技能者手帳のない方は、教育課に申し出て下さい。

◇法令研修日程表

月　日	受付・研修時間	該当支部
10月19日(月)	午前の部	南アルプス南・南アルプス北・市川
	午後の部	甲府西・甲府北・峡北
10月26日(月)	午前の部	甲府東・甲府南
	午後の部	韮崎・南巨摩南・南巨摩北・都留
10月29日(木)	午前の部	東八・塩山
	午後の部	日下部・大月・上野原・その他
★10月21日(水)	午前の部	岳麓

★：10月21日(水)は午前中のみの開催で、会場は富士吉田市民会館となりますのでご注意下さい。

◇時間割　【午前の部】受付 9：00～ 9：30 研修 9：30～12：10

【午後の部】受付 13：00～13：30 研修 13：30～16：10

注 今年度に限り、屋外広告物の説明を併せて実施いたします。

2-2. 整備主任者(技術)研修

標記研修を次のとおり実施致します。該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者は、**各事業場で選任されている整備主任者(1事業場1名以上)**

◇研修会場 (一社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇担当講師 各ディーラー技術担当者

◇研修内容 学科：新機構・新装置、整備技術

実習：動力伝達装置の構造・機能及び故障診断/ボデー電装系の構造機能及び
故障診断

◇受講料 6,720円(テキスト代含む)

【使用テキスト】

- ・平成27年度版 自動車整備新技術(学科研修用) 1,020円
- ・平成27年度版 自動車整備新技術(実習研修用) 1,250円

◇研修日時 受付 9:00 ~ 9:30

研修 9:30 ~ 17:00 **※日程につきましては、下記の表を参照して下さい。**

◇法令研修日程表

	月日	曜日	該当支部	受講予定者数	担当		
					学科(小型)	実習(小型)	学科(大型)
4	11月 5日	木	塩山	50	スバル	スバル	日野
			南巨摩南				
5	11月12日	木	南巨摩北	50	トヨタ	トヨタ	いすゞ
			南アルプス北				
6	11月19日	木	都留	50	ダイハツ	ダイハツ	UDトラックス
			上野原				
7	12月 3日	木	韮崎	40	三菱	三菱	日野
			市川				
8	12月10日	木	甲府南①	50	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
9	12月17日	木	甲府南②	50	スズキ	スズキ	UDトラックス
			甲府西				
10	1月14日	木	甲府北	45	ホンダ	ホンダ	三菱ふそう
			甲府東				
11	1月21日	木	東八①	50	トヨタ	トヨタ	いすゞ
12	2月 4日	木	東八②	45	日産	日産	日野
			日下部				
13	2月10日	水	二輪	20	二輪	二輪	
14	2月18日	木	その他	20	マツダ	マツダ	UDトラックス

3. 普通救命講習会

もしもの時に、知りたい「応急手当」

もしも、あなたの身近な人が、あなたの目の前で急に倒れ、呼吸が停止してしまったらどうします？

もしも、あなたが戸外で倒れている人を発見し、呼吸が止まっていた状態だったらどうします？

救急車を呼んで、そのままなにもせず到着するまで待っていますか？

「命が助かる」、「命が助からない」は、その時の適切な判断と行動で左右されてしまいます。

万が一の時、適切に行動できるよう、この講習会で「救命救急」を体得しましょう。

については、笛吹市消防本部の協力により下記の通り救命救急の実習を主体に行う予定です。

◇受付期間 10月30日（金）まで

◇講習日時 11月9日（月）9:00～12:00

※会場集合8:55までにご着席下さい。

◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター 大講堂

◇担当講師 笛吹市消防本部 担当者

無 料

◇受講料 40～50名

消防署指定の申請書に記入し、振興会・教育課までお申し込み下さい。

申請書は本誌P30・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ

（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。

講習終了後、笛吹市消防本部より「普通救命講習修了証」が交付されます。

※注意※ 本講習は、国家資格である「救急救命士」取得のための講習ではありません。

応急手当に関する、技能を修得するための講習です。

概ね3～4年を経過したら「新たな技能習得のため再講習を受けることが望ましい」と言われています。

4. 低圧(直流750V以下)電気取扱特別講習会

(ハイブリッド車及び電気自動車に限る)

労働安全衛生法第6章 労働者の就業に当たっての措置

安全衛生教育 第59条の趣旨に基づき標記講習を行います。

事業主の皆様へ(低圧電気取扱いに関して)

「整備士に50V以上の電圧が掛かる充電回路を整備させるには労働安全衛生法の特別教育を受けさせることができます。法令で義務付けられています。

プリウスは最大約650V、インサイトは最大約100V、i-MiEVは最大約300V、
フーガ、リーフは最大約400Vの電圧です。

事業者の義務として法令順守で整備士に安全特別教育を積極的に参加させてください。

◇受付期間 10月23日（金）まで

◇講習日時 11月9日（月）13:00～19:00

◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター 大講堂 実習場

◇担当講師 技術講習所講師 ディーラートレーナー

◇講習内容（講習内容をご確認の上、お申込み下さい）

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 電気の基礎、電気回路の点検 | 学科 |
| 2. 電気の安全に必要な基礎知識 | 学科 |
| 3. 関係法令と低圧電気取扱い | 学科 |
| 4. ハイブリッド車作業上の心得と注意 | 学科 |
| 5. ハイブリッド車の整備 | 実習 |
| 6. 試問（70%以上合格）・解説・修了証授与 | |

◇持 ち 物 筆記用具、電卓

◇定 員 30名

◇受 講 料 6,500円（テキスト代含む）

【使用テキスト】

・新版 低圧電気取扱安全必携 648円

・電気の基礎知識電気の安全に必要な基礎知識

ハイブリッド車概要 1,080円

◇申込方法 申込書は、本誌P31・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

ご注意

受講希望の方は、同日午前に行なわれる消防署「普通救命講習」を受講して下さい。

既に、消防署「普通救命講習」または、「上級救命講習」を受講済みの方は、申込み時に消防署「救命講習」修了証のコピーを提出して下さい。

講習修了証書を授与し、受講証明もしますので整備士手帳もお持ち下さい。

労働安全衛生法 第6章 労働者の就業に当たっての措置 安全衛生教育法 第59条（条文のまま）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところのより、その従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならない。

2. 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3. 事業者は、危険または有害な業務で、労働省令に定めるものに労働者を

つかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則 第36条（条文のまま）

第59条の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

・高圧（直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超える、七千ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（七千ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧（直流にあっては七百五十ボルト以下、交流にあっては六百ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

★これらの規則に違反した場合、労働安全衛生法第12章罰則第119条1項により事業者には6月以下の懲役または50万円以下の罰金が課せられることがあります。

5. 四輪アライメント講習

自動車整備技術の向上を図るため、新実習場に新規に設置しました四輪トータルアライメントシステムの操作説明を兼ねた3時間の講習会を下記のとおり実施致します。

アライメントシステム利用要項に「本講習を修了した者」と位置付けていますので、事前の受講をお願い致します

- ◇受付期間 **受付は10月16日（金）まで**
- ◇講習日時 10月26日（月）
 - 午前の部 9:00 ~ 12:00
 - 午後の部 13:00 ~ 16:00
- ◇講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 実習場
- ◇担当講師 教育課講師
- ◇講習内容
 1. 機器取り扱い方法、操作説明
 2. 修正方法
 3. 記録、プリントアウト、質疑応答 他
- ◇定 員 午前の部 20名 午後の部 20名 (定員になり次第締切とします。)
- ◇受 講 料 2,100円 (資料代含む)



各種研修・講習申込方法

申込書は、本誌P34・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

中小企業団体中央会特別講習会が開催されます

現在の経済状況は、消費税増税や円安の進行に伴う景気の停滞など難しい状況にあります。

そこで山梨県中小企業団体中央会では、中小企業・小規模事業者の方々が自社の経営状況を的確に把握し、経営を安定的に発展させるために必要な知識の修得を目的に、特別講習会を実施します。

それぞれ開催日の3日前までに下記へお申し込み下さい。

なお、ご希望の回のみの受講も可能ですので、ご案内します。

開催日時	内 容	申込期限
10月15日(木) 19:00~	決算関係書類の構成と読み方(仮)	10/ 9(金)
10月21日(木) 19:00~	資金調達と経営改善(仮)	10/19(月)
11月11日(木) 19:00~	消費税転嫁対策、税制改正のポイント(仮)	11/ 9(月)
11月19日(火) 19:00~	コミュニケーション能力の向上(仮)	11/17(火)
11月24日(火) 19:00~	効果的なブライドイメージの伝え方(仮)	11/19(木)

*一部講習には、資料代の負担があります。

お申し込みは FAX **055-237-3216** (連携組織課) まで

H26補正消費税転嫁対策窓口相談等事業

企業パワーアップ・プロジェクト参加申込書

所属団体名 (組合名)			記入者名	
TEL	—		FAX	—
該当欄に <input checked="" type="checkbox"/> を記入して下さい。				
受講者名			<input type="checkbox"/> 全5回のセミナーに出席します。 ※ 下記の回のみ参加します。 <input type="checkbox"/> 10/15 決算書の読み方 <input type="checkbox"/> 10/21 銀行との付き合い方 <input type="checkbox"/> 11/11 税金の仕組み <input type="checkbox"/> 11/19 コミュニケーション <input type="checkbox"/> 11/24 P O P	
所属企業				
要望事項				
受講者名			<input type="checkbox"/> 全5回のセミナーに出席します。 ※ 下記の回のみ参加します。 <input type="checkbox"/> 10/15 決算書の読み方 <input type="checkbox"/> 10/21 銀行との付き合い方 <input type="checkbox"/> 11/11 税金の仕組み <input type="checkbox"/> 11/19 コミュニケーション <input type="checkbox"/> 11/24 P O P	
所属企業				
要望事項				
受講者名			<input type="checkbox"/> 全5回のセミナーに出席します。 ※ 下記の回のみ参加します。 <input type="checkbox"/> 10/15 決算書の読み方 <input type="checkbox"/> 10/21 銀行との付き合い方 <input type="checkbox"/> 11/11 税金の仕組み <input type="checkbox"/> 11/19 コミュニケーション <input type="checkbox"/> 11/24 P O P	
所属企業				
要望事項				

*ご記入いただきました個人情報は、本講習会及び相談等に使用いたします。

中央会では、会計、税務、BCP策定、労務、創業・第二創業、事業承継ほか、中小企業・小規模事業者の方々の経営に関するご相談、専門家の派遣、講習会の開催などに応じております。お気軽にご意見・ご要望をご記入下さい。

例：BCP策定支援を希望している。（組合員企業○社）

お問い合わせは TEL **055-237-3215** (連携組織課) まで